

「償却資産申告書」の書き方（記載例）

令和 年 月 日 いすみ市長 様		令和 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード 0000000	
受付印	① (ふりがな) 住所 又は納税通知書送先	〒298-8501 ちばけんいすみしおほし 千葉県いすみ市大原7400-1 (電話 0470-62-1116)		③ 個人番号又は法人番号	⑧ 短縮耐用年数の承認 有・無 <input type="radio"/>
	② (ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	ゆうげんがいしゃ いすみしょうてん 有限会社 いすみ商店 社長 いすみ 太郎 (屋号)		④ 事業種目 食品の販売 (10 百万円)	⑨ 増加償却の届出 <input type="radio"/> 有・無
		⑤ 事業開始年月	平成17年12月	⑥ この申告に 応答する者 の係及び氏名	⑩ 非課税該当資産 有・無 <input type="radio"/>
		⑦ 税理士等の 氏名	税理士 いすみ真 (電話)	⑪ 課税標準の特例 有・無 <input type="radio"/>	⑫ 特別償却又は圧縮記帳 有・無 <input type="radio"/>
				⑬ 税務会計上の償却方法 <input checked="" type="radio"/> 法・定額法	⑭ 青色申告 有・無 <input type="radio"/>
資産の種類	取得価額			⑮ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① いすみ市大原7400-1 ② いすみ市国崎台1524-1 ③ いすみ市岬町長者549 貸主の名称等 ⑯ 借用資産 いすみ市大原7838 いすみ文化リース(株) ⑰ 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 ⑱ 備考(添付書類等)	
	前年前に取得したもの ㉑	前年中に減少したもの ㉒	前年中に取得したもの ㉓		計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) ㉔
1 構築物	5,890,000	3,200,000	3,000,000		5,690,000
2 機械及び装置	420,000				420,000
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具	560,000				560,000
6 工具、器具及び備品	2,800,000	320,000	280,000		2,760,000
7 合計	9,670,000	3,520,000	3,280,000	9,430,000	
	資産の種類	評価額 ㉕	※ 決定価格 ㉖	※ 課税標準額 ㉗	
	1 構築物				
	2 機械及び装置				
	3 船舶				
	4 航空機				
	5 車両及び運搬具				
	6 工具、器具及び備品				
	7 合計				

項目説明

- ① 住所 → 住所変更、もしくは誤りがあれば赤で訂正をお願いします。
- ② 氏名 → 所有者の変更があった場合、赤で訂正をお願いします。
- ③ 個人番号又は法人番号(マイナンバー) → 個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を記載してください。
- ④ 事業種目 → 例:「自動車販売業」・「食品製造業」など(法人にあっては資本金又は出資金を記載してください)
- ⑤ 事業開始年月 → 事業を開始した年月、または会社の設立年月を記載してください。
- ⑥ この申告に回答する者の係及び氏名 → この申告の作成または内容について応答できる担当者等の氏名及び連絡先を記載してください。
- ⑦ 税理士等の氏名 → 税理士や会計事務所などが申告書の作成をしている場合はその名称・連絡先を記載してください。
- ⑧ 短縮耐用年数の承認 →
- ⑨ 増加償却の届出 →
- ⑩ 非課税該当資産 →
- ⑪ 課税標準の特例 → 該当する項目に○をつけてください。
- ⑫ 特別償却又は圧縮記帳 →
- ⑬ 税務会計上の償却方法 →
- ⑭ 青色申告 →
- ⑮ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 → 資産の所在地を記載して下さい。なお、市内に2ヶ所以上ある場合は主たる資産の所在番号を○で囲んでください。
- ⑯ 借用資産 → 該当する項目に○をつけ、「有」の場合は貸主の名称と住所を記載してください。
- ⑰ 事業所用家屋の所有区分 → 該当する項目に○をつけてください。
- ⑱ 備考 → 申告に必要な事項および、その他連絡事項を記載してください。
- ㉑ 前年前に取得したもの → 前年1月1日以前に所有している償却資産の取得価額を記載してください。
- ㉒ 前年中に減少したもの → 前年中に減少した償却資産の取得価額を記載してください。
- ㉓ 前年中に取得したもの → 前年中に取得した償却資産の取得価額を記載してください。
- ㉔ ((イ)-(ロ)+(ハ)) → (イ)(ロ)(ハ)より記載された数値から算出した取得価額を記載してください。
- ㉕ 評価額 →
- ㉖ 決定価格 → 記載の必要はありません。(申告者が自己電算によって処理する場合は除きます)
- ㉗ 課税標準額 →